

獣医師の就業環境の未来を考える

—すべての獣医師が働きやすい職場づくりに向けた取組 (VI)—

家畜防疫の最前線で戦う獣医師たち

川手日出子[†] (全国家畜衛生職員会 専務理事兼事務局長)



1 はじめに

事務所の電話が鳴る。養鶏場からの電話、職場全体が緊張に包まれる。これから始まることを一人一人が考える。農場への指示、各方面への連絡、要員の確保、すぐに出動した職員からの報告…そして怒涛のような作業が始まる。

この冬、多くの家畜保健衛生所で見られた光景ではないだろうか。高病原性鳥インフルエンザの発生が過去最多となり、昨年10月から今年5月まで26道県84事例の発生で約1,771万羽が殺処分となった。白い防護服を着た集団が黙々と作業する姿を、テレビやネットでご覧になった方も多いと思う。

平成30年には国内で26年ぶりに豚熱が発生し、令和5年5月31日までに86事例の発生で35万頭余りの家畜が殺処分され、さらに本州及び四国で野生いのししの感染が続いている状況にある。また、中国や韓国など近隣国ではアフリカ豚熱の発生が続き、新型コロナ後の人的交流や物流増加に伴い、国内への侵入リスクが高まっている。このように家畜衛生を取りまく情勢は厳しさを増しており、家畜防疫を担う獣医師の役割はますます重要になっている。その最前線で活躍している公務員獣医師の現状を知っていただきたい。

2 家畜保健衛生所

農林分野の代表的な機関である家畜保健衛生所（以下、「家保」という）について簡単に紹介する。

家保は、家畜保健衛生所法に基づき「わが国の畜産振興のため、地域における家畜衛生の向上を担っており、家畜の伝染病予防に関する事務や家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行う」機関として全ての都道府県に設置されている。家保は国や農研機構動物衛生研究部門等と連携協力して家畜衛生対策を実施し、同時に農場

への対応や指導を直接行う、わが国の家畜防疫体制の中心を担う機関である。令和5年4月1日現在、家保は全国に167カ所あり、1,993名の獣医師が働いている（農林水産省調べ）。

主な業務は、

- ①家畜伝染病の発生予防とまん延防止を目的とした定期的な検査やサーベイランス及び家畜伝染病発生時の防疫対応
 - ②家畜伝染病の診断と各種疾病の原因究明を行う病性鑑定
 - ③家畜伝染病の侵入防止のための飼養衛生管理基準の指導、家畜衛生に関する知識・技術の普及
 - ④動物用医薬品の適正使用や残留防止など安全安心な畜産物生産に関する指導
- などである。

はじめに述べたように、近年は家畜伝染病の発生により①の発生防止とまん延防止対策、③の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況確認の業務が増大している。

家保は家畜伝染病発生時の大変なイメージが大きいと思うが、日頃の業務はあまり知られていないようなので、図1に一般的な一日の流れを書き出してみた。検査など計画的に仕事を組むことができるので、ライフ・

ある家畜保健衛生所防疫担当職員の一日



8:30	出勤、着替え、出張の準備	
9:00	公用車で畜産農家へ出発	
10:30	畜産農家で採血等検体の採取、飼養衛生管理状況確認と指導	
13:30	昼食後帰庁	
13:30	持って行った物品の片づけ・消毒	
16:00	検体の処理、ELISA等の検査	
16:45	検査結果まとめや記録などの事務処理	
16:45	片付け、帰宅	

図1 家畜保健衛生所の一日

[†] 連絡責任者：川手日出子（全国家畜衛生職員会）

〒192-0904 八王子市子安町1-30-4

☎ 042-646-3748 FAX 042-649-1424

E-mail : kaei47@mx2.alpha-web.ne.jp

表1 家畜保健衛生所に勤務する獣医師の給与の状況

○適用給料表及び令和4年度初任給月額		
給与表	都道府県数	令和4年度初任給月額
特定獣医師職給料表	2	220,800～225,000円
医療職給料表(二)	40	205,500～223,000円
行政職給料表(一)	5	200,200～207,100円

○給料の調整額

(職務内容や特殊な勤務条件の職員に対して給与に加算して支給)
 導入している都道府県 25(うち1件は病性鑑定担当のみ)

○初任給調整手当の支給

(専門知識を必要とし、補充困難な職に採用された職員に一定期間支給される手当)
 適用している都道府県 41
 初年度支給額の平均 月約4万円
 支給年数 10～20年

○業務手当

(日額または月額で支給、支給額や支給対象は都道府県により異なる)
 家畜保健衛生所業務手当
 獣医師手当
 防疫業務手当
 高病原性鳥インフルエンザ等まん延防止作業の特殊勤務手当など

(令和4年度全国家畜衛生職員会家畜衛生関係等状況調査)

ワーク・バランスは保ちやすい。ただし、突発的なことがなければ。

3 公務員獣医師の働く環境

家保に勤務する獣医師の給与について、昨年の調査結果を表1にまとめた。薬剤師や医療技術職員と同じ医療職給料表(二)を適用している県が多いが、全国に先駆けワンヘルスを推進する福岡県では平成29年度から「特定獣医師職給料表」を適用し、その後徳島県でも導入されている。また家保業務の専門性や特殊性が認められ、給与の調整額及び初任給調整手当を支給している道府県が増えている。初任給調整手当については、令和4年度に2道府県で新たに導入され、6県で増額や期間延長が実施された。この他業務内容に応じた各種手当もあり、家畜防疫業務に対する手当を支給する県もある。給与面の改善は少しずつ進んでいるようにみえるが、家畜防疫の最前線を担い、畜産業を守る社会的重要性に対して、まだまだ不十分といわざるを得ない。

一方、福利厚生に関する制度は整っており、近年女性職員が増えるなかで産休・育休を安心して取得できるよう、大半は代替職員の制度を設けている(表2)。男性も女性もライフ・ワーク・バランスのとれた働き方を

表2 代替職員等の雇用制度

	都道府県数
代替職員の採用制度がある	43
適用する休業の内容(複数回答有)	
産前産後休暇	35
育児休業	43
長期病気休暇	19
欠員補充	32
代替職員の雇用期間を設けている	41
雇用期間の上限(複数回答有)	
6カ月	11
1年	10
代替期間のみ	36
雇用の更新ができる	35

(令和4年度全国家畜衛生職員会家畜衛生関係等状況調査)

現できることが、公務員の魅力である。

4 求む！ 公務員

働く環境は改善されてきたにもかかわらず、地方公務員の不足は深刻である。図2は都道府県農林分野の獣医師数の推移で、全体的に減少が続き、特に大都市圏を除く地方の獣医師不足が大きな問題となっている。さらに就職後も職員の異動希望や退職が多くなっているため、現場は頭を抱えている。

獣医師法22条の届出状況をもみても、都道府県農林畜産分野の獣医師は、平成22年は全体の8.6%から令和2年には7.5%に減少している。また農林水産省の資料によると、獣医大学卒業者の就職状況推移で、公務員の割合が平成23年の19%から令和4年3月には12%に下落している。同時期の産業動物診療が8%から12%に微増していることに比べ、公務員志望者の減少が際立っている。家畜衛生分野だけでなく公衆衛生分野の獣医師も不足しており、食肉衛生検査等の社会インフラの維持にも懸念が生じている。

こうした状況に各県ともさまざまな対策を講じており、採用試験を年に複数回実施している道府県は34(うち通年採用が3)、受験資格が60歳未満としているところも14あり、選考試験の筆記試験(論文除く)免除など採用方法が多様化しているが、採用者数は横ばいのままである(図3)。

採用者の半数以上は女性で、今後も女性の比率は高まると予想され、女性がさらに働きやすい職場環境が人材確保の一つのカギになると考えられる。また定年延長や不足する人材の穴埋めをOBに頼ることも多いなかで、体に負担の大きい現場の作業はきついという声もよく聞かれる。こうしたことから、大家畜の保定や防疫作業の省力化、負担軽減のための技術・機器の開発など、女性や年齢の高い職員でも作業しやすい環境づくりが求められている。家保等の創意工夫について情報共有を図ると

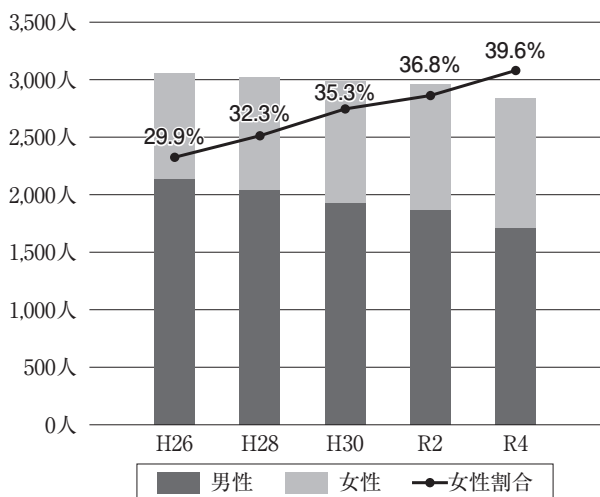


図2 都道府県獣医師職員数の推移（農林分野）
（全国家畜衛生職員会調べ）

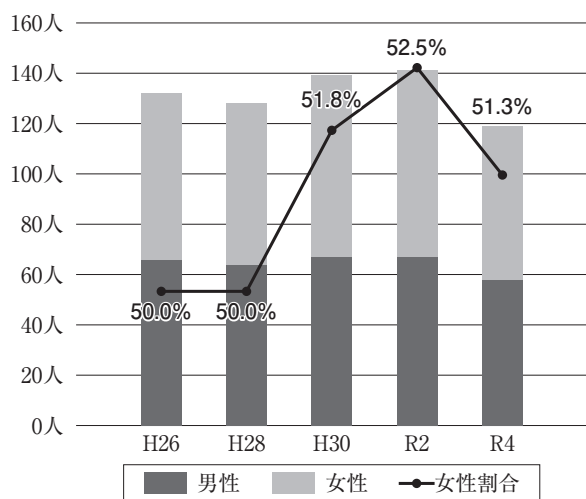


図3 都道府県獣医師採用者数の推移（農林分野）
（全国家畜衛生職員会調べ）

ともに、試験研究機関や畜産関係者にもぜひ協力をお願いしたい。

また家畜伝染病の発生が続けば、家畜の殺処分などの防疫作業に追われ、不規則な勤務になり、休暇の予定も立てられない。こんな職場に魅力を感じないのは当然だろう。今後は、獣医師が行うべき作業を絞り込み、それ以外の防疫作業を外部に委託する仕組みを作るなど、獣医師の負担軽減を図ることも重要と考える。さらに専門家の意見を聞きながら、全頭殺処分の見直しなど防疫体制のあり方についても検討すべきではないだろうか。

5 おわりに

私自身、東京都の農林水産部に36年間在籍し、畜産振興や家畜衛生に長く携わってきた。その間、赴任先の三宅島噴火災害に遭遇したり、原発事故後の対策に奔走したりとさまざまな経験をさせてもらった。幸いなこと

全国家畜衛生職員会の概要と活動

- ▷ 家畜衛生技術の向上、家畜衛生技術者の地位向上と処遇改善、相互扶助と親睦を目的として昭和32年（1957年）に設立された団体
- ▷ 都道府県の家畜衛生・畜産分野で働く獣医師等技術職員及びそのOBで構成し、会員は約1,800名

【主な活動】

- 家畜衛生技術の向上及び普及を目的とした事業
- 家畜衛生関係職員の確保や処遇改善を実現するための活動
- 死亡給付金支給等相互扶助事業、会員の交流・情報交換
- 家畜衛生分野の代表として審議会や日本獣医師会委員会等に参加

図4 全国家畜衛生職員会の概要と活動

に都内の特定家畜伝染病の発生は経験しなかったが、豚熱や高病原性鳥インフルエンザへの対応や発生県への派遣など職員に大きな負担を強いたことは忘れられない。時に家畜の殺処分や農家への指導にやりきれなさを感じることもあったが、それでも36年間頑張ってきたのは、仕事のやりがいと農家との交流、周囲の人たちの協力や支えがあったおかげである。家畜衛生分野で頑張っている皆さんには、家畜を守り、安全な畜産物の生産と畜産経営の安定を支え、社会的に重要な責務を担っていることに誇りとやりがいを持ってほしいと願っている。そのために、家畜衛生分野の獣医師の役割について社会全体に広く知ってもらい認識を高めてもらえるよう、国や日本獣医師会、さらに大学や獣医学界全体にも協力をお願いする。

最後に、全国家畜衛生職員会の概要と活動を紹介する（図4）。都道府県の家畜衛生に関わる獣医師等技術職員で構成され、会員数は約1,800人である。会員相互の知識・技術の向上と普及を目的にした表彰事業や情報交換会の開催、処遇改善のための農林水産大臣、都道府県知事、日本獣医師会長等への要請活動など行っている。また当会から、獣医事審議会委員や日本獣医師会の家畜防疫・衛生職域理事を推薦させていただくなど、家畜衛生分野の代表として各種委員会・会議に参加し、都道府県の意見反映に努めている。このようにさまざまな事業を行っているが、近年会員数が減少し運営が厳しくなりつつある。今後も公務員獣医師の人材確保と働く環境の向上に貢献できるよう積極的に活動していきたい。

家畜衛生に携わる全ての人が働きやすく、高いモチベーションを維持し、次世代にバトンをつなげていくため、これからも関係者の皆様のご協力をお願いする。